

議案第 4 号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正  
する条例を制定するについて

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を、次のと  
おり改正するものとする。

令和 7 年 1 月 1 6 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第        号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正  
する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1, 075, 000円」を「1, 090, 000円」に改め、同条第2号中「895, 000円」を「910, 000円」に改め、同条第3号中「785, 000円」を「800, 000円」に改める。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は令和6年6月1日から適用し、第3条の規定は令和7年1月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

特別職の職員で常勤のものの給与について、所要の改正を行うものであります。